

【2】住所証明書類 - ⑤運転免許証

氏名、住所、有効期限(失効まで三ケ月以上)が鮮明な運転免許証のコピー(正面と裏面)をご提出ください。

※運転免許証を住所証明書類とする場合、ご本人確認書類として使用できません。ご本人確認書類は別の書類が必要となります。

- ※鮮明とは、下記画像のように、写真や文字が、ぼけることなく、はっきりと見えること。
- ※お名前、住所などの変更がある場合は、裏面もご提出ください。

